

電子査証で入国される方への注意

平成30年9月1日から、ハバロフスク空港及びブラゴベシェンスク空港において、電子査証での入国が認められることとなりました。

電子査証を利用してロシアへの入国を予定される方は、もう一度下記の事項をご確認下さい。

1 滞在許可エリアの制限

電子査証での滞在が許可されるのは、入国した1つの地方・州・自治州に限られ、且つ往復とも同一の空港又は海港から出入国しなければなりません。

例えば、電子査証を取得して入国はハバロフスク、出国はウラジオストクというルートで旅行することはできません。(通常の入国取得が必要です)

2 氏名の正しい入力

電子査証申請時、氏名を入力ミスにより、入国時に電子査証記載の氏名と旅券記載の氏名が異なるとして、入国を拒否されるケースがあります。

特に、電子査証の名字と名前が逆になっているため入国拒否されるケースが多いです。電子査証取得の際は、入力に誤りがないか十分ご確認ください。

3 入国日からの滞在日数に注意

電子査証によって許可されている滞在期間は、入国日から8日間です。